

# 北名古屋市国際交流協会ホストファミリー登録制度について

## 1 趣旨

北名古屋市国際交流協会（以下「協会」という。）は、外国からの留学者、短期訪問者などの受入れを希望する家庭（以下「ホストファミリー」という。）を登録し、国際生活体験の機会を提供することで、市民による国際交流の推進に寄与する。

※ ホームステイ（homestay） 留学生などが、その国の一般家庭に寄宿し、生活体験をすること。または、その制度をいう。受け入れる家庭のことをホスト、その家族をホストファミリーと呼ぶ。

## 2 登録要件

ホストファミリーとして登録（以下「登録」という。）ができる家庭は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- ① 多文化共生社会づくり及び国際交流活動に理解や熱意があること。
- ② ホストファミリーの構成員間で登録にかかる合意があること。
- ③ 原則として、ホストファミリーの構成員のうち、少なくとも1人が北名古屋市に在住・在勤・在学していること。
- ④ ホームステイ期間が1週間以上になる場合は、訪問者のために少なくとも1室を提供できること。
- ⑤ 訪問者に対し、宿泊、食事等の基本的な日常生活のサポートをすることができること。

## 3 登録の申込み

登録の申込みは、ホストファミリーの代表者（世帯主等）が所定の申込書を協会へ提出することにより行うものとする。

## 4 台帳の決定

協会は、登録の申込書の提出があったときは、必要な事項を審査し、登録の適否を決定し、適当と認めたときは、ホストファミリー登録台帳に記載するものとする。

## 5 登録の取消し

登録されているホストファミリーが「2 登録要件」に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき、又は登録の取消しを希望するときは、その旨を協会に申し出るものとする。

協会は、登録の取消しの申出を受理したときは、登録台帳から当該記載を消去するものとする。

#### 6 登録の抹消

協会は、登録されているホストファミリーに事業の趣旨に相応しくない事由が生じたと認めるときは登録を抹消することができる。この場合は、その理由及び登録の取消日を記載した書面によりその旨を本人に通知するものとする。

#### 7 情報の提供

協会は、北名古屋市、同市民、各種団体その他からのホストファミリー紹介の要請を受けて、登録情報を提供する。

#### 8 ホストファミリーの受入れ

ホストファミリーの受入れにかかる条件等については、協会の仲介をへてホストファミリーと要請者等の関係者間で取り決めるものとする。

#### 9 登録制度の実施期日

この登録制度は、平成21年10月1日から実施する。

#### 10 ホストファミリーの募集

ホストファミリーは、平成21年10月1日発行の協会会報により募集を開始する。